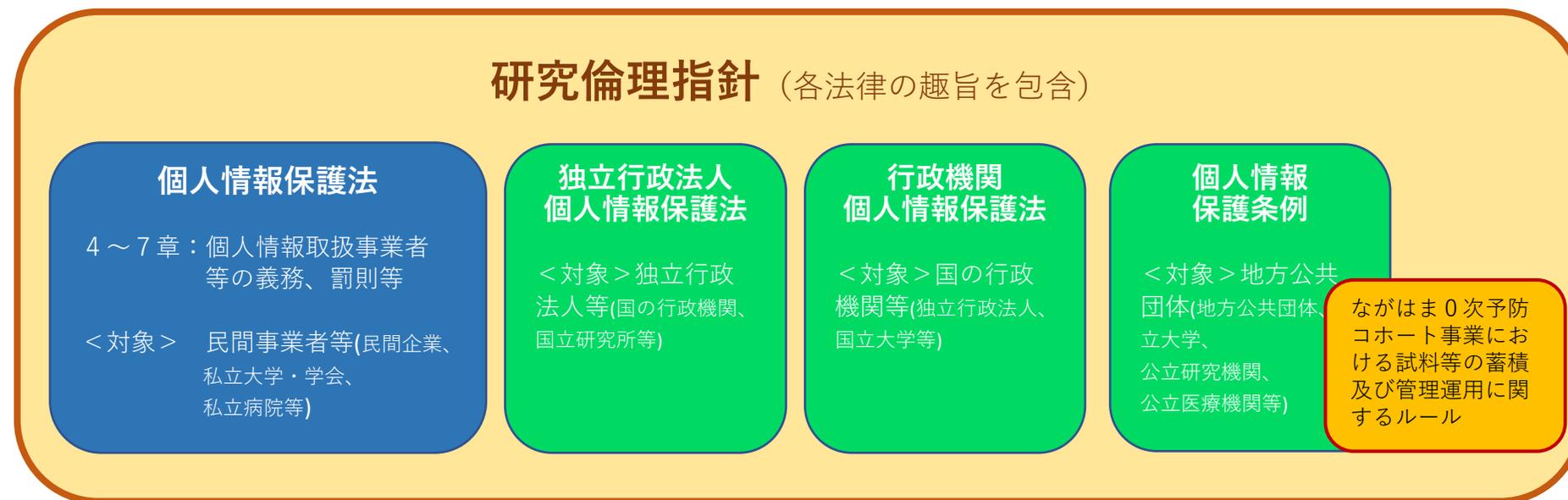


個人情報保護法等と研究倫理指針との体系イメージ



個人情報保護法
1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・施策等

個人情報の保護に関する基本方針 (閣議決定)



研究主体毎に適用される法律等は異なるものの、複数の機関での共同研究等において試料・情報のやりとりに支障の出ることがないよう、すべての研究者が遵守すべき統一的なルールを定めており、指針の遵守は必須である。 [文部科学省生命・倫理安全対策室]